

所有権解除のお手続きについて

当社にてオートローンをご利用され、所有者が当社で登録されている場合、お支払完了後名義変更手続きをお願いいたします。

Webでのお申し込み方法	こちら をクリックし登録管理ネットワーク社のサイトからお申し込みください。 ※使用者名義が法人の場合はWeb申し込みできません。 ※過去発行済みの車両はWeb申し込みできません。	
郵送でのお申し込み方法	下記送付先まで必要書類を郵送ください。（簡易書留を推奨しております。） 原本での受付はいたしません。送付書類はすべて写し（コピー）としてください。 お送りいただいた書類は確認後にすべて破棄させていただきます。 送付先 〒261-7103 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブウエスト3F 三菱H Cキャピタル株式会社 所有権解除担当 宛	

お手続きの流れ

1 郵送で受け付けの場合の必要書類（Webの場合は[リンク先](#)で確認ください）

ご契約者様へ送付の場合	ご契約者様以外へ送付の場合
<p>①車検証の写し 電子化された車検証の場合、自動車検査証記録事項の写しが必要となります。</p> <p>②チェックシート 上記よりダウンロードしてご使用ください。 車検証記載のご住所・名義と現在のご住所、お名前が相違する場合、住民票や戸籍附票等の変更内容が確認できる書類の写しが必要です。</p>	<p>①車検証の写し 電子化された車検証の場合、自動車検査証記録事項の写しが必要となります。</p> <p>②チェックシート 上記よりダウンロードしてご使用ください。 車検証記載のご住所・名義と現在のご住所、お名前が相違する場合、住民票や戸籍附票等の変更内容が確認できる書類の写しが必要です。</p> <p>③所有権解除交付依頼書（写し、実印押印） 上記よりダウンロードしてご使用ください。</p> <p>④ご契約者様の印鑑証明の写し又は免許証の写し（印鑑証明は発行日から3か月以内のもの）</p>

2 当社委託先【登録管理ネットワーク】名で佐川急便（貴重品扱い）にて「所有権解除に必要な書類」を発送します。
必要書類確認後、1週間程度での発送となります。

3 所有者名義変更のお手続きを、運輸局・軽自動車検査協会にて実施いただきます。

<お手続きに必要な書類>

- ①当社からお送りする「所有権解除に必要な書類」一式
- ②車検証（原本）
- ③ご契約者様の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ④ご契約者様の実印

※書類には有効期限がありますので受領後速やかに手続きをお願いします。

※左記はご契約者様が普通自動車の名義変更を行う際、一般的に必要な書類です。軽自動車の場合や、代理店の方がお手続きする場合、及びお車を売却される場合にはご準備いただく書類が異なります。

※名義変更手続きに必要な書類については手続きを行う陸運局等に必ずご確認ください。

4 お手続き完了（名義変更後のご連絡は不要です。）

<お問い合わせ先>

〒261-7103
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブウエスト3F
三菱H Cキャピタル株式会社 所有権解除担当係

T E L : 0120-881-783 受付時間 平日 9:00~17:00